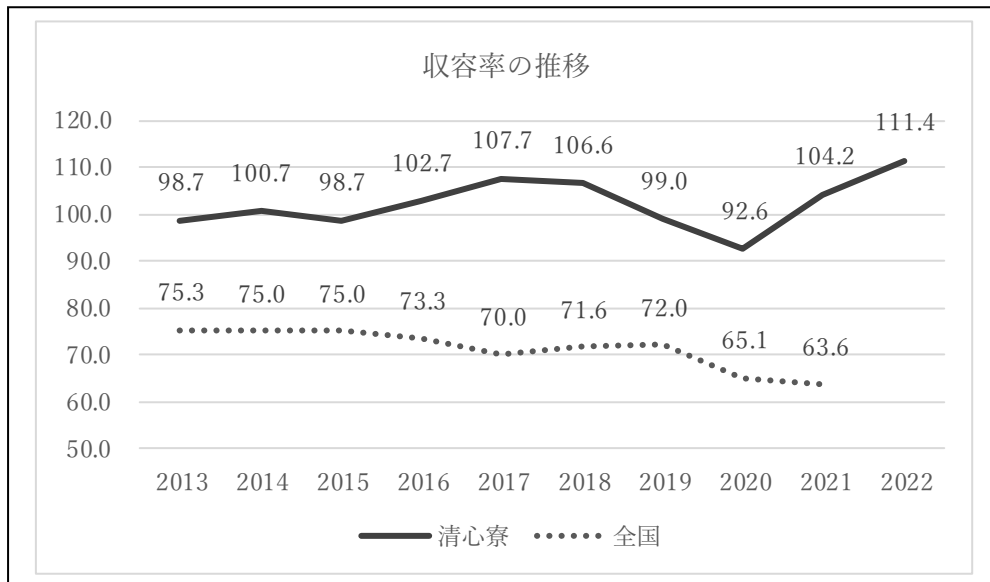


令和4年度 更生保護法人清心寮 事業成績報告書

1 更生保護事業等の状況

(1) 継続保護事業の実績について

ア 令和4年度においてもコロナ禍が続きましたが、感染者が発生した場合の対策を講じたうえで、積極的な受入れを推進いたしました。その結果、年間収容延定員に対する収容率は111.4%（前年度比+7.2ポイント）となり2年連続で100%超の実績を上げることができました。年間実人員は、117人（前年度比+9人）、平均滞在日数は69.5日（前年度比▲0.3日、全国81.5日（令和3年度））となり、できるだけ多くの人を受け入れ早期の自立を図るという当初の目標を達成することができました。うち仮釈放者は109人（前年度比+13人）、実人員に占める割合は93.2%となりました。仮釈放者の受入れを中心に、保護観察と一体となった立ち直りの促進に努めました。



イ 高齢者、障害者等の特別処遇対象者の受入れは29人（前年度比+16人）となりました。特別処遇指定施設における年間実人員の目安16人を大きく上回り、生活自立の困難な人の支援にも尽力しました。

処遇困難として特定累計加算の対象となる薬物事犯者は23人であり、全体の約2割を占めました。

ウ 寮生に対しては、早期自立を目指すため、最長4か月を目安に退寮できるような計画的な自立支援を進めました。ケースごとに担当補導員を決めマンツーマンによるきめ細かな指導援助を行うとともに、始業時に引き継ぎを兼ねたカンファレンスを実施し、全ケースについての情報共有をし全職員が各ケースに適切に対応できるように努めました。特に、①就労先の確保、②住居の確保、③治療・通院の支援、④就労困難者に対する福祉移行支援、⑤整理整頓など生活規律についての指導、⑥飲酒の

禁止などの遵守指導など社会生活自立を念頭にした実践的な指導を中心に進めました。

エ 外部の団体等の協力により実施した取組みは以下のとおりです。

(ア) 済生会川口総合病院のご厚意により、無料低額診療（4人）、健康診断（5回24人）、インフルエンザ予防接種（6人）を利用することができた。

(イ) 就労支援については、浦和ハローワークの就労支援で6人が就職し、埼玉県就労支援事業者機構ほかの就労支援で協力雇用主に16人が就職した。

(ウ) 犯罪傾向の改善に資する集団プログラムとして、埼玉ダルクの協力を得て薬物ミーティングを4回行った。

(エ) 寮生の教養や情操を高めるものとして、絵手紙の会（さいたま中央更女）9回、食事会（さいたま浦和更女）3回、芋ほり（大宮BBS）1回、手作りバレンタインチョコ贈呈（大宮BBS）1回を行った。

オ 退寮者は94人、うち円満退寮は84人で89.4%（全国83%（令和3年度））、無断退寮4人、再犯や遵守事項違反による事故退寮5人（うち4人は刑事施設を仮釈放となった者が清心寮に帰住しなかったことによる違反です）などとなっています。

有職で退寮する者は63人で66.3%（全国60.0%（令和3年度））、その他の者は、生活保護や介護福祉・障害者福祉に移行する者が約半数、県外などで就労予定の者などが約半数となっています。

カ 矯正施設釈放者の受入れの可否を判断する生活環境調整について、清心寮への希望者が521人、うち受入れを可とする者が109人、面接や文書照会を経て受入れを可とする者が14人、不可又は未定の者が398人です。

(2) 一時保護事業の実績について（訪問支援事業）

清心寮退寮者や満期釈放者など一人で社会生活自立に取り組む者に、立ち直りに際しての生活課題に対する相談支援を行う訪問支援事業（保護観察期間中又は釈放から1年間の何れか長い期間）は、全国8か所の更生保護施設の一つとして、2年目の取組みを行いました。

支援対象の委託実人員は47人、支援回数は440回、うち、事業の中心となる訪問は240回となりました。相談内容は、○金銭関係、○住居問題、○健康問題、○通院への同行、○福祉機関との三者協議などとなっています。退寮生からは好評価を得ています。

訪問支援委託終了後の生活相談を行うフォローアップ事業については、実人員が24人、支援回数は94回となっています。

(3) 休眠預金活用事業の実績について

日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の助成を受けて、令和2年度から令和4年度までの3年間の事業として、地域社会での立ち直りを促進する事業を実

施しました。最終年度である令和4年度の実績は次ぎ次のとおりです。

ア 埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会事業

年2回リモートで実施。第1回は6月に「埼玉県地域再犯防止推進事業（入口支援）」及び「訪問支援モデル事業」をテーマとした。第2回は「更生保護地域連携拠点事業」をテーマとした。

イ 薬物依存回復支援事業

コロナ禍において夜間ミーティングは、リモート端末を用いてのミーティングを4回開催。

ウ 就労定着事業

就労定着フォローアップ職員を雇用し、定着支援相談を実施（実人員は39人）。

（4）更生保護地域連携拠点事業の実績について

本事業は、満期釈放者等による生活自立や再犯防止のための取組みに対し、地域の関係者が連携して息の長い支援を実施できるネットワークなどの仕組みを構築することを目的としています。法務省の委託事業として、令和4年10月から開始され、旭川、埼玉、福井観察所管内で実施しています。埼玉県内では、埼玉県更生保護観察協会、埼玉県就労支援事業者機構及び清心寮が「更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体」を組織、共同体代表は埼玉県就労支援事業者機構会長、事務所は機構事務局に設置し、入札を経て下記の事業を実施しました。

ア 実施体制

地域支援コーディネーター1人、同コーディネーター補佐2人を機構職員として雇用した。

イ 事業内容

（ア）支援対象者の支援に利用できる社会資源の調査を行いわかりやすくリスト化するなどして保護観察所に報告した。

（イ）埼玉県内の2地域（越谷市及び草加市）において更生保護関係団体相互のネットワーク化を進めた。今後は福祉のほか、薬物依存、生活困窮、孤独・孤立などの課題に取り組む機関・団体に地域支援ネットワークへの参画を働きかけることとしている。

（ウ）満期釈放者等に対する支援を行う支援団体に対し、①支援団体からの求めに応じ、支援に関する助言援助、②他の支援団体につなぐなどの支援、③事例研究会、広報啓発など地域支援ネットワークの充実促進に資する活動などに着手した。支援団体からの相談対応等は12件、支援対象者への支援は11件である。

ウ 決算については、埼玉県就労支援事業者機構の事業費として処理することとしており、清心寮の収入・支出はない。なお、当該委託費収入は3,542,308円である。

2 更生保護法人の経営管理の状況

（1）役員体制について

年度末現在、理事は15人、監事は2人、評議員は23人であり、定款の定数の範

囲内である。理事・監事は親族制限（3親等以内親族が3分の1以下）及び欠格事由（破産者・刑期終了後五年未満）を満たしています。なお、反社会的組織関係者はいません。

（2）理事会

- ア 令和4年5月18日理事会（さいたま共済会館） ○議題 令和3年度事業報告・決算の承認 ○結果 出席者及び書面表決者全員の賛成により承認
- イ 令和4年6月22日理事会（書面表決） ○議題 ①評議員の選任、②補導主任交代に伴う法務大臣への認可申請の事前承認、③副理事長の選任 ○結果 全理事が書面表決にて賛成し承認及び選任
- ウ 令和4年7月25日理事会（書面表決） ○議題 評議員の選任 ○結果 全理事が書面表決にて賛成し選任
- エ 令和4年9月14日理事会（書面表決） ○議題 ①更生保護法人更生保護事業振興財団に対する更生保護施設大規模整備事助成金の交付要望の事前承認、②更生保護地域連携拠点事業の実施についての承認 ○結果 全理事が書面表決にて賛成し承認
- オ 令和5年3月24日理事会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和5年度事業計画の承認 ②令和5年度予算の承認 ○出席者及び書面表決者全員の賛成により承認

（3）評議員会

- ア 令和4年5月18日評議員会（さいたま共済会館） ○議題 令和3年度事業報告・決算の承認 ○結果 出席者及び書面表決者全員の賛成により承認
- イ 令和4年6月22日評議員会（書面表決） ○議題 理事の選任 全評議員が書面表決にて賛成し承認及び選任
- ウ 令和4年9月14日評議員会（書面表決） ○議題 ①更生保護法人更生保護事業振興財団に対する更生保護施設大規模整備事助成金の交付要望の事前承認、②更生保護地域連携拠点事業の実施についての承認 ○結果 全評議員が書面表決にて賛成し承認
- エ 令和5年3月24日理事会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和5年度事業計画の承認 ②令和5年度予算の承認 ○出席者及び書面表決者全員の賛成により承認

（4）監事監査

5月2日に監事監査を行い事業が適正に行われていることが確認されました。

（5）処遇会議

理事長、常務理事、施設長、補導主任、補導職員、観察所長、次長、社会復帰対策官、保護観察官の構成で毎月実施しています。内容は、取り組んでいる更生保護事業の評価、改善策の検討、個別ケースの検討など。

（6）会計処理

ア 経理責任者は施設長（常務理事）、金銭出納は会計責任者（事務職員）が担います。取引の決済は、施設長以外の常務理事も行っています。

イ 収入の中核をなす委託事業については、個々の寮生の受託状況は、担当の補導員各人が担い、全員の受託状況の集計を担う担当者に引き継がれます。月ごとの集計結果を施設長が決済し、委託状況の月別報告を所轄庁に報告。それを踏まえ、事務担当者が委託費の請求を行っています。また、食事給付の集計は別の担当者が行っており、委託状況の月別報告と合致することが確認されます。それぞれの立場から委託状況を確認しているため、集計ミスや不正を防止することができます。なお、所轄庁も寮生の出入りを毎日把握しているため、委託状況の集計は双方の数値を突合する仕組みができています。

ウ 令和4年度において会計事故は発生していません。

(7) 情報公開

「清心寮会報」のほか、令和2年度からホームページを作成し、事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書、貸借対照表、役員名簿、定款その他の内部規定等を公開しています。

(8) 許認可・指導監督への対応

ア 資産の総額の登記：6月8日登記 6億1798万881円

イ 国からの業務委託に関し、委託内容及び委託費の授受について、所轄庁からの指摘やクレームはありません。

ウ 収益事業は実施していません。したがって税制上の問題も生じていません。

エ 幹部職員の一つである補導主任については、施設長が兼任していましたが、適任者を採用し、関東地方更生保護委員会に認可申請し、7月11日付で認可されました。

オ 令和5年3月6日、保護観察所の立入検査があり、事業内容については高く評価されました（事務手続きについて若干の指摘があった。）。

(9) 施設維持管理、安全、衛生等

ア 施設の点検について毎日の自主点検を宿直担当者が実施し、各月の自主点検を点検担当者が実施し、異常のないことを確認しています。

イ 消防署の点検は毎年受けています。特に指摘はされていませんが、防火センサーの誤作動がしばしば生じているため、令和4年度の共同募金指定寄付により、防災監視盤の改修を行いました。

ウ 寮生に供される食事については、毎食の検食（試食及び保存用）を用意している。食中毒検査の義務はありませんが、年に2回、責任者及び調理員3名計4名の検便を保健所に提出しています。異常な結果は出ていません。

保健所からの指導により、令和3年度より冷蔵庫の温度を毎日記録するなど、より厳格な衛生管理を実施することとしています。

エ 施設設置から31年目となり、ところどころに不具合が生じています。計画的な点検に努め、令和4年度は、以下の改修を行いました（10万円以上の改修のみ掲載）。

①居室、調理室の扉を修繕（8月）、②電気回路増設工事（10月）、③火災感知器交換（12月）、④洗面台水栓交換（1月）、⑤排水管洗浄（3月）その他合せ

て施設補修費は約196万円

(10) コロナ禍での対応について

前年度に引き続きコロナ感染予防対応に万全を期しましたが、寮生21名が感染、職員も1名感染しました。うち、寮生については、ミーティングルームに隔離し、他の寮生との動線を遮断しました。そのうえで、保健所に宿泊療養ホテルの利用を依頼し、迅速な移動に努めました。

(11) 地域社会からの支援

122名の個人、法人等からの寄付のほか、寮生のための衣料品、食品、園芸植物などを提供していただきました。

(12) 社会との交流、連携

ア 地域の連絡協議会

- ① 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会
- ② 埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会
- ③ 埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会
- ④ 済生会川口総合病院・生活困窮者支援ネットワーク協議会

イ 研修・見学の受入れ

- ① 福祉専攻大学生（社会福祉事業大学1名、立教大学1名）の実務実習
- ② 司法修習生見学・研修（合計24名）、家庭裁判所職員研修
- ③ 矯正分野の職員研修
- ④ 埼玉県立大学の学生研修
- ⑤ 東京大学学生の実習
- ⑥ 県内更生保護司会、保護職員の研修
- ⑦ マスコミ取材、海外からの視察その他

ウ 地域行事への参加

岸町7丁目自治会会合（総会、定例理事会：毎月、班長会：隔月）、一斉清掃年2回、諸行事、研修旅行等に参加しました

エ 関係団体行事への出席

- ① 「第71回社会を明るくする運動」県推進委員会
- ② さいたま浦和地区保護司会総会
- ③ 関東地方更生保護事業連盟理事会・総会
- ④ 全国更生保護法人連盟理事会・常務理事会
- ⑤ 更生保護事業振興財団理事会
- ⑥ 埼玉県就労支援事業者機構総会等
- ⑦ 埼玉県更生保護女性連盟理事会新年会
- ⑧ 県保護司カウンセリング研究会総会、公開講座
- ⑨ 埼玉県更生保護大会
- ⑩ 法務省再犯防止計画検討会・埼玉県再犯防止関係機関連絡協議会

オ 清心寮の開放（集会室等利用受入れ）施設利用

地元自治会、地元保護司会、地元更生保護女性会、コーラスグループ、
カウンセリング研究会等

3 財務の状況

(1) 一般会計収支決算

ア コロナ禍の中、感染防止対策及び感染者が発生した場合の対策を整備したうえで、身寄りのない釈放者の受入れを推進しました。その結果、上述のとおり収容率は111.4%となりそれに伴って委託費収入も増加しました。委託費収入は、7,279万円（前年度比884万円増）となり、予算額に比べ784万円プラスとなっています。

イ 寄付金収入は、前年度比97万円増の575万円となりました。

ウ 人件費に関連して、ここ数年施設長が補導主任（寮生の生活指導・相談の法定責任者）を兼務していましたが、適任者を確保し、職員が1人増員となりました。また、定年退職などにより職員の交代が発生し、新旧職員の重複もあったため、常勤職員の「給料手当」は、前年度比435万円増の、3,336万円となりました。全支出に対する人件費（非常勤職員に対する雑給与、退職手当、福利厚生費を含む）の比率は、58.8%（昨年度58.7%）となりました（参考：令和3年度の全国の更生保護施設の平均人件費比率は58.9%）。

エ 施設補修費については、水漏れなど老朽化による不具合や故障が目立ち、前年度比23万円増の196万円となりました。

オ 物価高騰の影響を受けやすい項目をみると、水道光熱費は前年度比70万円増（+23.8%）の362万円、消耗品費は前年度比110万円増（+73.2%）の261万円となりました。

カ コロナによる規制が緩和されたため、会議や集団プログラムなどが復活し、前年度支出のなかった会議費が37万円の支出となりました。

キ その他の費用については、節約を心掛け支出いたしました。

ク 黒字が見込まれるため、運用積立金繰入収入予算300万円の利用は取り止めました。

ケ 以上の結果、

収入は、82,011,654円（予算比+4,252,654円、
昨年度比+6,634,348円）

支出は、80,819,411円（予算比+3,060,411円、
昨年度比+7,570,953円）

となり、収支差額は1,192,243円となりました。

(2) 休眠預金助成事業特別会計収支予算

3年事業の3年目であり、事業着手状況につきましては、事業報告のとおりです。清心寮の負担割合は20%ですが、就労支援フォローアップを担当する職員の人件費

が超過したため、特別会計予算額100万円とは別に49万円を支出しました。

(3) 貸借対照表及び財産目録

ア 流動資産のうち預金は、前年度比1,213万円増の2億7009万円となり、流動資産合計は、2億7816万円となっています。

イ 固定資産のうち、

① 基本財産：建物が4億916万円、定期預金が1億5000万円 合計5億5916万円

②その他の固定資産：預金が820万円 総計4,011万円
となり、固定資産合計で5億7743万円となっています。

ウ 流動負債は、未払金及び預り金であり合計で297万円となっています。

エ 引当金（負債）については、減価償却累計額が、2億4598万円となっています。

オ 固定負債については、退職給与引当金が1,018万円となっています。

以上の結果、資産合計877,434,706円
負債合計259,132,253円となり、

この差額618,302,453円を、

基本財産、559,159,262円

積立金 55,822,100円（運用積立金、建設積立金、建設修繕積立金）

繰越金 3,321,091円（前期繰越金及び当期繰越金の2年分）

に振り分け、正味財産としました。